

石岡市告示第 609 号

普通財産一般競争入札に関する公告

石岡市普通財産の売払いに係る条件付き一般競争入札について施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 27 日

石岡市長 戸井田 和之

1 件名

公有財産(土地) 売払い（国府四丁目1920番 2 他 1 筆）普通財産一般競争入札

2 物件

石岡市国府四丁目

物件 番号	物件の所在地	公簿地目	実測地積	最低売払価格	備考
1	1920番2	宅地	74.11㎡	10,175,000円	—
	1921 番 1	宅地	286.74 ㎡		—
			360.85 ㎡		

3 入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当するものは、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員。
- (2) 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4第1項の規定に該当する者並びに同条2項各号のいずれかに該当する者で、各号に該当する事実があった日から3年が経過していない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者。
- (4) 民事再生法（平成11 年法律第225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77号）第2 条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は売払財産を暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者。また、個人が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者。
- (7) 次のいずれかに該当する者でないこと
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者。
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者。
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は売払財産を当該団体の事務所又は活動の用に供しようとする者。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者。
- (10) 前記(5)～(9)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者。
- (11) 日本語を完全に理解できない者。
- (12) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者。
- (13) 「4 申込方法」によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者。
- (14) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料、下水道受益者負担金・使用料、農業集落排水事業分担金・使用料、水道料金その他料金を滞納している者。
- (15) 提出書類に不備又は不正のある者。

4 申込方法

入札参加者は、申込期限内に普通財産一般競争入札参加申込書及び必要書類を添付し石岡市役所財務部ふるさと納税・財産活用課に直接又は郵送で提出すること。

5 申込書提出期限

令和8年9月1日（火） から 令和8年10月7日（水） まで

※ただし、郵送場合は、令和8年10月2日必着とします。

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

6 入札保証金の納付。

入札者は、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金（円未満切上げ）を市の発行する納入通知書により、石岡市指定金融機関又は収納代理金融機関に石岡市が指定する期日までに納めなければならない。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

7 入札場所

石岡市役所本庁舎 2階204会議室

8 入札日時

令和8年10月8日（木） 午前10時から

9 入札方法

入札は、入札書（様式5号）に入札保証金の領収書（写し）を添えて、指定した日時及び場所において入札参加者立ち合いのもと実施します。

- (1) 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は行っておりません。
- (2) 入札は1回のみとします。
- (3) 本人又は代理人が出頭して、所定の入札書に入札保証金を納付した「領収証書の写

し」を添え、封書に入れて提出してください。

- (4) 落札者は、最低売払価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者とし
ます。
- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせ、
落札者を決定します。
- (6) 開札の結果、最高入札金額が最低売払価格に達しないときは、入札はなかったもの
とします。

10 入札の無効

次の各号に掲げる入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (1) 入札の参加資格がない者が入札したもの
- (2) 入札保証金を納付しない者の入札
- (3) 指定した日時までに入札書が提出されなかったもの
- (4) 入札価格が最低売払価格に達していないもの
- (5) 入札参加者が一物件に2通以上の入札をしたもの
- (6) 金額を訂正した入札書による入札又は所定の入札書を用いていない入札
- (7) 入札書の金額及び氏名を確認し難いもの
- (8) 入札書に記名がないもの
- (9) 入札書が鉛筆で書かれていたもの
- (10) 入札に当たり不正行為があった者の入札
- (11) 2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 代理人による入札において、委任状を提出しない者が入札したもの
- (13) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

11 契約保証金

落札者は、売買契約に当たり、契約保証金として契約金額の100分の10以上（入札保証金を含む。）の金額（円未満切上げ）を市の発行する納入通知書により、石岡市指定金融機関又は収納代理金融機関に、市長の指定する日までに納めなければならない。また、落札者の納付した入札保証金は全額契約保証金に充当するものとする。

12 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が市の決定した期限内に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、市に帰属するものとする。

13 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が上記の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、
入札保証金は石岡市に帰属する。
- (3) 契約締結後落札内容（最低売却価格、入札申込者数、入札参加者数、落札金額、法人
個人の区分）を公表します。

14 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、契約締結の日から30日以内に石岡市が指定する時間及び方法に
より当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は損害金として石岡市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金（納付する金額）は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

15 現地説明の日時及び場所

現地説明は、実施しない。

16 所有権の移転及び物件の引渡しなどについての注意事項

- (1) 公有財産の引き渡しは、現状有姿のままの引き渡しとなりますので、事前に公有財産の現状を確認してください。
- (2) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産のき損、滅失など石岡市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (3) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (4) 石岡市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (5) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの関係法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (6) 落札者が、物件調書等の記載内容と実地に符号しない事項が売払物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減免を請求することはできません。

17 その他

- (1) 参加申し込み開始後に、やむを得ない事情により、入札を中止する場合があります。中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、石岡市は損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 石岡市は収集した個人情報等を、地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または、同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを、行うことを目的として利用します。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局。

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市 財務部 ふるさと納税・財産活用課

TEL : 0299-23-1111 E-Mail : furusato-zaisan@city.ishioka.lg.jp